

亀山市告示第16号

亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金貸付要綱を次のように定める。

平成31年2月18日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金貸付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市街地再開発事業の施行者に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号。以下「法」という。）第1条第3項の規定により国の資金の貸付けを受けて、当該市街地再開発事業に要する資金の一部を貸し付けることにより、市内で行われる市街地再開発事業の円滑な執行に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街地再開発事業 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業（同法第4章の規定により行われる第二種市街地再開発事業を除く。）をいう。
- (2) 施行者 個人施行者（都市再開発法第7条の9第1項の認可を受けた個人施行者をいう。以下同じ。）、市街地再開発組合（同法第11条第1項の認可を受けて設立された市街地再開発組合をいう。以下同じ。）及び市街地再開発事業準備組織（施行地区（同法第2条第3号に規定する施行地区をいう。）となるべき区域内の宅地（同法第2条第5号に規定する宅地をいう。）について所有権又は借地権（同法第2条第11号に規定する借地権をいう。）を有する者の3分の2以上の者が参加している市街地再開発事業準備組織（都市再開発法施行令（昭和

44年政令第232号)第47条の2に規定する施行者を除く。)をいう。以下同じ。)をいう。

(貸付金の名称)

第3条 この告示により貸し付ける貸付金は、亀山市市街地再開発事業組合等貸付金(以下「貸付金」という。)という。

(貸付金の貸付け対象者)

第4条 貸付金の貸付け対象者は、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知)に掲げる要件を満たす市街地再開発事業を行う施行者とする。

(貸付金の額)

第5条 一の施行者に対して貸し付ける貸付金の額は、市街地再開発事業に要する費用の額の2分の1を限度とし、予算の範囲内において市長が定める。

2 一の施行者に対して貸付けを行う年度においては、第7条第1項第2号に掲げる亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金資金計画書の当該年度の資金支出が資金収入を下回らないものとする。

(貸付条件)

第6条 貸付金は、無利子とする。

2 貸付金の償還期間は、貸付金の交付を受けた翌日から起算して8年(都市再開発法第11条第3項の事業計画の認可を受けていない市街地再開発組合にあっては、12年)を限度とし、施行者の事業の施行状況、資金の状況等を勘案して、市長が定めるものとする。

3 貸付金の償還方法は、一括償還の方法によるものとする。

4 貸付金の貸付けを受けようとする施行者(以下「申請者」という。)は、借入れに係る事項について、個人施行者にあっては同意がなされ、市街地再開発組合及び市街地再開発事業準備組織にあっては総会における議決がなされていなければならない。

(貸付手続)

第7条 申請者は、亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金貸付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金事業計画書（様式第2号）

（2）亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金資金計画書（様式第3号）

（3）借入に係る組合総会の議決書の写し（個人施行者を除く。）

（4）印鑑登録証明書又は印鑑証明書

2 市長は、貸付金の貸付けを決定したときは、申請者に対し亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金貸付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 申請者は、貸付金の支払いを受けようとするときは、亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金支払請求書（様式第5号）に亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金借用証書（様式第6号）を添えて、市長に提出するものとする。

（債権保全）

第8条 申請者は、担保物件を提供し、又は連帯保証人を立てなければならない。

（事業計画等の変更）

第9条 貸付金の支払いを受けた施行者（以下「借入者」という。）は、第7条第1項第1号及び第2号の事業計画等を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。

（貸付決定の取消等）

第10条 市長は、借入者が第7条第2項の亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金貸付決定通知書の貸付条件に違反することとなった場合は、同項の規定による決定の全部若しくは一部を取消し、又は同項の規定により貸付けを決定した貸付金の全部若しくは一部の貸付けを停止することができる。

(繰上償還)

第11条 借入者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第2項の償還期間にかかわらず、貸付金を繰上償還しなければならない。

(1) 借入者が繰上償還をする特別な事由が生じた場合

(2) 第7条第3項の亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金借用証書に定める貸付条件に基づき、市長が亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金繰上償還請求書(様式第7号)により貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合

2 借入者は、前項第1号に掲げる場合により繰上償還しようとするときは、亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金繰上償還申込書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、借入者より前項の亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金繰上償還申込書が提出された場合は、亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金繰上償還通知書(様式第9号)により当該借入者に通知するものとする。

(目的外使用の禁止)

第12条 借入者は、貸付金を貸付けの目的以外の用途に使用してはならない。

(実績報告書の提出)

第13条 借入者は、貸付金の償還が完了するまでの間、毎年6月10日(当該貸付金の貸付けを受けた年度の翌年にあつては4月10日)までに、前年度の貸付金に係る事業の実績について、亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金実績報告書(様式第8号)に亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金実績調書(様式第9号)及び亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金資金調書(様式第10号)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、施行する市街地再開発事業が完了した借入者は、当該完了の日から30日以内に亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金実績報告書(様式第8号)に亀山市市街地

再開発事業組合等資金貸付金資金調書（様式第10号）を添えて、市長に提出しなければならない。

（経理の明確化）

第14条 借入者は、貸付金について、他の経費と区分して経理をし、台帳等を備え置いて経理状況を明確にしておかなければならない。

（報告及び調査）

第15条 市長は、貸付金の貸付けについて適正を期するため、必要があると認めるときは、借入者に対し報告を求め、又は職員に必要な調査を行わせることができる。

（委任）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

第 号
年 月 日

亀山市長 様

申請者 住 所
氏 名 ④
（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金貸付申請書

都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第3項第1号による市街地再開発事業に要する資金を下記のとおり借用したく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 貸付金の額 金 円也
- 2 貸付対象地区 地区（施行者名）
- 3 借入金は、次のとおり、各償還期日までに一括して支払います。

貸付金交付予定時期	償還金額	償還期日
年 月 日	金 円	年 月 日
年 月 日	金 円	年 月 日

- 4 別紙に定める貸付条件に従います。

(別紙)

<担保を設定する場合>

第1条 市街地再開発事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、亀山市の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合には、該当することとなった日から30日以内に亀山市にその旨報告し、本文3の規定にかかわらず、亀山市に対して組合等資金貸付金の全部又は一部を亀山市の指定する日までに繰上償還します。

- (1) 事業が終了した場合
- (2) 組合が解散した場合
- (3) その他事由により繰上償還の必要が生じた場合

2 前項第1号又は第2号に該当する場合には、当該貸付金の全部を繰上償還します。

第3条 借入金の償還又は第1条による返還を怠ったときは、償還期日又は第1条により亀山市が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第4条 亀山市において、次の各号のいずれかに該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- (1) 借入金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。
- (2) 借入金の償還又は第1条による返還を怠ったとき。
- (3) 第5条から第8条までの定めに反したとき。

2 亀山市が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、ただちに亀山市に報告し、その指示に従います。

(1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

(3) 事業計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第6条 毎年度の組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を翌年度の6月10日（借入金を借り入れた年度の翌年にあつては、4月10日）までに亀山市に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を亀山市に提出します。

2 亀山市において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借用の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第7条 債務者は、亀山市に担保物件を提供します。

2 債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて亀山市の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。

第8条 亀山市において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第9条 本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第7条第1項の担保物件に係る亀山市の有する権利がただちに実行されても異議ありません。

(別紙)

<連帯保証人を立てる場合>

第1条 市街地再開発事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、亀山市の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合には、該当することとなった日から30日以内に亀山市にその旨報告し、本文3の規定にかかわらず、亀山市に対して組合等資金貸付金の全部又は一部を亀山市の指定する日までに繰上償還します。

- (1) 事業が終了した場合
- (2) 組合が解散した場合
- (3) その他事由により繰上償還の必要が生じた場合

2 前項第1号又は第2号に該当する場合には、当該貸付金の全部を繰上償還します。

第3条 借入金の償還又は第1条による返還を怠ったときは、償還期日又は第1条により亀山市が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第4条 亀山市において、次の各号のいずれかに該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- (1) 借入金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。
- (2) 借入金の償還又は第1条による返還を怠ったとき。
- (3) 第5条から第8条までの定めに反したとき。

2 亀山市が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、ただちに亀山市に報告し、その指示に従います。

(1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

(3) 事業計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第6条 毎年度の組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を翌年度の6月10日（借入金を借り入れた年度の翌年にあつては、4月10日）までに亀山市に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を亀山市に提出します。

2 亀山市において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借用の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第7条 保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。

第8条 債務者又は保証人は、亀山市が担保物件の提供を要求したときは、ただちにこれに応じます。

2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて亀山市の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。

第9条 保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不適當となった場合又は保証人を変更しようとする場合は、速やかに亀山市に保証人変更申請書を提出します。

2 亀山市において、保証人が不適當となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第10条 本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第8条第1項の担保物件に係る亀山市の有する権利が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。

亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金事業計画書

（単位：千円）

地方公共団体名					
地区名					
	全体計画	前年度まで	今年度	次年度以降	スケジュール
工 事 費					
調査設計計画費					事業期間
事業計画作成費					年 月 日～ 年 月 日
地盤調査費					
建築設計費					
権利変換計画作成費					①都市計画決定
土地整備費					年 月 日
除却・整地費					②組合設立認可（組合のみ）
仮設店舗設置費					年 月 日
用地費及び補償費					③事業計画認可
用地補償費					年 月 日
建物補償費					④権利変換計画認可
損失補償費					年 月 日
本工事費					⑤工事着工
公共施設本工事費					年 月 日
施設建築物本工事費					⑥工事完了
その他工事費					年 月 日
その他					
事 務 費					
小 計					
借入金利子					
合 計 (A)					
貸付限度額 (A×1/2)					
貸付予定額 (国の貸付額)	()	()	()	()	

（注）位置図、区域図、現況図、施設建築物計画図（配置図、基準階平面図、縦断面図）を添付すること。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

亀山市長

印

亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金貸付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった貸付金の貸付けについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 貸付金の額 金 円也

2 償還期日その他の貸付け条件は、年 月 日付け 第 号の貸付申請書記載のとおりとする。

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

亀山市長 様

申請者 住 所
氏 名 ④
（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金支払請求書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定を受けた貸付金に
ついて、下記のとおり請求します。

記

支払請求金額	金	円也
内訳 (1) 貸付決定を受けた金額		円
(2) 既に交付を受けた金額		円
差引 (1) - (2)		円

振込先

銀行 支店 口座種別
口座番号
口座名義

様式第6号（第7条関係）

（その1） <担保を設定する場合>

亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金借用証書

金 円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）第1条第3項第1号による市街地再開発事業に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法並びにこれに基づく命令の規定及び都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第3編の規定並びに下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借入金は、次のとおり、償還期日までに一括して支払います。

償 還 金 額	償 還 期 日
金 円	年 月 日

第2条 市街地再開発事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、亀山市の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合には、該当することとなった日から30日以内に亀山市にその旨報告し、第1条の規定にかかわらず、亀山市に対して亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金の全部又は一部を亀山市の指定する日までに繰上償還します。

（1）事業が終了した場合

(2) 組合が解散した場合

(3) その他事由により繰上償還の必要が生じた場合

2 前項第1号又は第2号に該当する場合には、当該貸付金の全部を繰上償還します。

第4条 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により亀山市が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 亀山市において、次の各号のいずれかに該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

(1) 借入金を借入の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借入の目的に使用しないとき。

(2) 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。

(3) 第6条から第9条までの定めに反したとき。

2 亀山市が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借入の日から翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第6条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに亀山市に報告し、その指示に従います。

(1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

(3) 事業計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第7条 毎年度の亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金実績報告書及び亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金資金調書を翌年度の6月10日（借入金を借り入れた年度の翌年にあつては、4月10日）までに亀山市に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その

日から30日以内に亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金実績報告書及び亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金資金調書を亀山市に提出します。

2 亀山市において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借用の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第8条 債務者は、亀山市に担保物件を提供します。

2 債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて亀山市の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。

第9条 亀山市において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第10条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第8条第1項の担保物件に係る亀山市の有する権利がただちに実行されても異議ありません。

年 月 日

債務者

代表者住所

代表者氏名

⑨

様式第6号（第7条関係）

（その2） <連帯保証人を立てる場合>

亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金借用証書

金 円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）第1条第3項第1号による市街地再開発事業に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法並びにこれに基づく命令の規定及び都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第3編の規定並びに下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借付金は、次のとおり、償還期日までに一括して支払います。

償 還 金 額	償 還 期 日
金 円	年 月 日

第2条 市街地再開発事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、亀山市の指定する日までに借付金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合には、該当することとなった日から30日以内に亀山市にその旨報告し、第1条の規定にかかわらず、亀山市に対して亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金の全部又は一部を亀山市の指定する日までに繰上償還します。

（1）事業が終了した場合

(2) 組合が解散した場合

(3) その他事由により繰上償還の必要が生じた場合

2 前項第1号又は第2号に該当する場合には、当該貸付金の全部を繰上償還します。

第4条 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により亀山市が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 亀山市において、次の各号のいずれかに該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

(1) 借入金を借入の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借入の目的に使用しないとき。

(2) 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。

(3) 第6条、第7条、第9条又は第10条の定めに反したとき。

2 亀山市が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借入の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第6条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに亀山市に報告し、その指示に従います。

(1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

(3) 事業計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第7条 毎年度の亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金実績報告書及び亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金資金調書を翌年度の6月10日（借入金を借り入れた年度の翌年にあつては、4月10日）までに亀山市に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その

日から30日以内に亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金実績報告書及び亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金資金調書を亀山市に提出します。

2 亀山市において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借用の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第8条 保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。

第9条 債務者又は保証人は、亀山市が担保物件の提供を要求したときは、ただちにこれに応じます。

2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて亀山市の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。

第10条 保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不適當となった場合又は保証人を変更しようとする場合は、速やかに亀山市に保証人変更申請書を提出します。

2 亀山市において、保証人が不適當となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第11条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第9条第1項の担保物件に係る亀山市の有する権利が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。

年 月 日

債務者

代表者住所

代表者氏名

⑩

保証人

住所

氏名

⑩

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

亀山市長

印

亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金繰上償還請求書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定を受けた貸付金について、下記のとおり償還されたい。

記

- 繰上償還すべき額 金 円
- 繰上償還の期日 年 月 日
- 繰上償還される貸付金に係る貸付対象地区名及び貸付対象施行者名
- 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円
- 改定償還計画

償還金額	償還期日	償還後未償還残高
金 円	年 月 日	金 円
金 円	年 月 日	金 円

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

亀山市長 様

申請者 住 所
氏 名 ④
（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金繰上償還申込書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定を受けた貸付金に
ついて、下記のとおり繰上償還したいので申し込みます。

記

- 繰上償還の事由
- 繰上償還の額 金 円
- 繰上償還の期日 年 月 日
- 繰上償還される貸付金に係る貸付対象地区名及び貸付対象施行者名
- 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円
- 改定償還計画

償還金額	償還期日	償還後未償還残高
金 円	年 月 日	金 円
金 円	年 月 日	金 円

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

亀山市長

印

亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金繰上償還通知書

年 月 日付け 第 号で繰越償還の申し込みがあった貸付金について、下記のとおり繰上償還されたく通知します。

記

- 1 繰上償還すべき額 金 円
- 2 繰上償還の期日 年 月 日
- 3 繰上償還される貸付金に係る貸付対象地区名及び貸付対象施行者名
- 4 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円
- 5 改定償還計画

償還金額	償還期日	償還後未償還残高
金 円	年 月 日	金 円
金 円	年 月 日	金 円

様式第10号（第13条関係）

第 号
年 月 日

亀山市長 様

申請者 住 所
氏 名 ④
（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金実績報告書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定を受けた貸付金の
事業実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 貸付対象事業

2 貸付金の決定額及びその精算額

貸付決定額 円

貸付金精算額 円

3 貸付事業の成果

亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金実績調書

（単位：千円）

地方公共団体名				施行者名			
地区名				前年度計画		前年度実績	
		全体計画	前々年度まで	前年度計画	前年度実績	今年度以降	スケジュール
工 事 費							
調査設計計画費							事業期間
事業計画作成費							年 月 日～年 月 日
地盤調査費							
建築設計費							
権利変換計画作成費							①都市計画決定
土地整備費							年 月 日
除却・整地費							②組合設立認可（組合のみ）
仮設店舗設置費							年 月 日
用地費及び補償費							③事業計画認可
用地補償費							年 月 日
建物補償費							④権利変換計画認可
損失補償費							年 月 日
本工事費							⑤工事着工
公共施設本工事費							年 月 日
施設建築物本工事費							⑥工事完了
その他工事費							年 月 日
その他							
事 務 費							
小 計							
借入金利息							
合 計 (A)							
貸付限度額 (A×1/2)							
貸付予定額 (国の貸付額)		()	()	()	()	()	